

令和 2 年
第 7 回 立 川 市 農 業
委 員 会 総 会 議 事 録

立 川 市 農 業 委 員 会

令和 2 年 第 7 回 立 川 市 農 業 委 員 会 総 会 日 程

日 時 令 和 2 年 8 月 2 5 日 (火) 午 後 3 時

会 場 1 0 1 会 議 室

- 1 開 会
- 2 議 事 録 署 名 委 員 の 指 名
- 3 報 告 事 項
 - (1) 事 務 報 告
 - (2) 農 地 法 第 4 条 第 1 項 第 8 号 の 規 定 に よ る 届 出 に つ い て
 - (3) 農 地 法 第 5 条 第 1 項 第 7 号 の 規 定 に よ る 届 出 に つ い て
- 4 議 事
 - 議 案 第 1 号 相 続 税 納 税 猶 予 に 関 す る 適 格 者 証 明 書 に つ い て
 - 議 案 第 2 号 引 き 続 き 農 業 経 営 を 行 っ て い る 旨 の 証 明 に つ い て
 - 議 案 第 3 号 生 産 緑 地 に 係 る 農 業 の 主 た る 従 事 者 に つ い て
- 5 そ の 他
- 6 閉 会

令和2年第7回立川市農業委員会総会

令和2年8月25日(火)

立川市役所101会議室

議席	氏名	議席	氏名
1番	鈴木 豊君	10番	田中 佐一君
2番	金子 波留之君	11番	横幕 玲子君
3番	粕谷 久敬君	12番	高杉 晋一君
4番	小峰 喜昭君	13番	中丸 邦春君
5番	清水 清史君	14番	清水 茂男君
6番	嶋田 貞芳君	15番	井上 洋司君
7番	嶋島 広之君	16番	島田 加美君
8番	内野 智行君	17番	鈴木 和昌君
9番	岡部 良己君		

事務局職員

局長 矢ノ口 美穂君
次長 奥野 武司君
係長 原島 邦雄君
主任 横井 雅司君

午後 2 時 5 8 分 開会

議長 皆さん、改めましてこんにちは。定刻より若干早いんですけども、始めたいと思います。

皆さん、本日はお暑い中、御出席をいただきまして大変ありがとうございます。

長梅雨が終わった後、今度は急に猛暑ということで、連日、非常に暑くて、農作業なども非常に大変かと思いますが、熱中症にならないように、ぜひ気をつけて作業していただきたいと思います。

さて、私も会長になりまして、8月は何件か出席をさせていただきました。その中で何点か報告などがございます。

まず、北多摩地区農業委員会連合会臨時総会がございまして、そこでは役員改選ということで、今度、北多摩の会長が清瀬市の松村会長が会長ということで、立川は今度は理事ということです。その後もう1つ、今月21日に東京都農業会議の臨時総会もありました。こちらでも役員改選ということでございました。私は北多摩の理事して、東京都農業会議も何かしらの役を持たなくちゃいけないということで、新島の方と2人が監事ということで、またそちらにも出ることもあると思います。いろいろ出ることも多くなったりすることもあるかと思いますが、その際はまたよろしくお願いしたいと思います。

それでは、ただいまより令和2年8月第7回立川市農業委員会総会を開会いたします。

立川市農業委員会会議規則第6条の規定を満たす数の委員が出席しておりますので、本総会は成立しております。

それでは、本日、本総会に付議すべき項目は別紙のとおりでありますので、御審議のほどお願いしたいと思います。

それでは、座らせていただきたいと思います。

議長 では、初めに議事録署名委員の指名でございます。署名委員は、議事内容が実際の総会の内容と相違ないか確認の上、署名、押印をしていただく委員でございます。今回は第24期農業委

員会と期が変わり初めてということで、3番の粕谷委員と4番の小峰委員にお願いしたいと思います。

それでは、(1)事務報告、(2)農地法第4条第1項第8号の規定による届出が1件、(3)農地法第5条第1項第7号の規定による届出が2件、一括して事務局より報告をお願いいたします。

局長 それでは、事務局長から報告をさせていただきます。

お手元の資料、A4縦長の事務報告、報告(1)を御覧ください。

今、会長からも御報告がありましたけれども、7月の改選に伴いまして、様々な会が開かれております。

まず、8月5日(水)、北多摩地区農業委員会連合会臨時総会が開催されました。連合会役員任期満了に伴いまして、理事、監事を選任いただいております。新たな連合会の会長には清瀬市の松村会長、副会長には、東大和市の岩田会長、三鷹市の根岸会長がそれぞれ御就任されています。鈴木会長におかれましては、東京都農業会議の監事候補として推薦を受けられまして、その後、8月21日の東京都農業会議臨時総会の議案審議を経まして、御就任をされていらっしゃいます。また、その会場におきまして、全国農業新聞普及推進功労農業委員会といたしまして、本立川市農業委員会が表彰を受けておりますことを御報告させていただきます。

続きまして、8月13日(木)、本総会に向けまして現地調査を実施しております。

8月21日(金)、先ほどお話しいたしました東京都農業会議理事会・常設審議委員会並びに臨時総会が開催されまして、鈴木会長が御出席をされています。

本日、8月25日(火)、現在、第7回農業委員会総会を行っておりますが、終了後、全員協議会を開催させていただきます。

明日以降の予定でございます。

8月28日(金)、農地貸借・新規就農担当者会議がございまして、事務局が出席をしております。

9月4日(金)、新任農業委員・農地利用最適化推進委員の研修がございます。

9月18日(金)には、北多摩地区農業委員・農地利用最適化推進委員の研修も予定をされています。

日付が前後いたしますけれども、9月17日(木)には、東京都農業会議常設審議委員会が予定されておりまして、会長に御出席いただく予定になっております。

委員会といたしましては、総会に向けました現地調査を9月15日(火)、25日午後3時から第8回総会、終了後には全員協議会を予定しております。

事務報告は以上でございます。

続きまして、農地法に基づく届出に関する報告でございます。

お手元の資料、横長の第7回立川市農業委員会総会報告を御覧ください。

報告事項(2)農地法第4条第1項第8号の規定による届出、1件について御報告をいたします。

申請人の氏名、住所、職業につきましては記載のとおりでございます。

農地の所在は砂川町4丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況は宅地。面積は297㎡。転用目的は住宅用地でございます。

続きまして、報告事項(3)農地法第5条第1項第7号の規定による届出、2件について御報告をいたします。

譲渡人・貸付人、譲受人・借受人の氏名、住所、職業につきましては記載のとおりでございます。

まず1件目、農地の所在は富士見町5丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況は雑種地でございます。面積は36㎡。転用目的は住宅用地でございます。

2件目、農地の所在は一番町5丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は156㎡。転用目的は住宅用地でございます。

周辺地図をそれぞれ御参照の上、御確認ください。

報告は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

ただいま報告がありました件について、何か御質問がありましたらお願いしたいと思います。ありませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないようでしたら、報告事項についてはこれで終了いたします。

次に、議案第1号、相続税納税猶予に関する適格者証明について、1件を議題に呈します。

なお、本件の申請者は岡部委員と同一世帯でございます。立川市農業委員会会議規則第10条、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないということでございます。この規定により、岡部委員は本件の審議等へは参与できませんので、すみませんが、一旦退室をお願いいたします。審議後、改めまして入室をしていただき、制度の趣旨や農業継続について御意思を確認したいと思いますので、よろしく申し上げます。

〔9番 退席〕

議長 それでは、事務局より説明をお願いしたいと思います。

次長 それでは、私より説明をさせていただきます。

現地調査を8月13日、申請者代理人立会いの下、会長、鈴木和昌委員、粕谷委員、嶋田貞芳委員、事務局で行いましたので、調査結果を報告いたします。

議案第1号、農地等の相続人の住所・氏名については記載のとおりでございます。

特例適用申請農地は西砂町4丁目の13筆。市街化調整区域内農地となります。

略図1-1を御覧ください。略図1-1は、自宅北側に位置する農地で、境界をしっかりと確認してございます。

略図1-2を御覧ください。略図1-2は、略図1-1の道路を挟んだ北側、やや東に位置する農地で、こちらも境界をしっかりと確認できました。

続いて、略図 1 - 3 を御覧ください。略図 1 - 3 は、略図 1 - 2 の北、横田基地と道を挟んで位置する農地で、こちらにも境界をしっかりと確認できました。一部通信施設が設置されている部分があり、こちらは本申請対象からは除外されております。

広大な農地ですが、非常にきれいに全体を管理されており、肥培管理は非常に良好で、大豆、トウモロコシ、トマトなどが作付されており、秋にはハウレンソウを植え付けるとのことです。生産物は八王子青果市場に出荷されているとのことでございます。

議案第 1 号は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

それでは、現地調査を担当された委員から補足説明をお願いいたします。

まず、補足説明を鈴木和昌委員、お願いいたします。

1 7 番 今、次長からのお話もありましたとおり、境界に関しましては、石やプラくい等で全て確認ができました。また、作物も、大豆であったり、コマツナ等々が作付されており、秋、冬に向けての耕うんがなされており、非常にきれいになっておりましたので、問題ないかと思えます。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、粕谷委員、お願いいたします。

3 番 この方の土地は、自宅すぐ裏から横田基地のフェンスへ向けて伸びている大きな畑です。自宅のすぐ裏には自家用の野菜、先ほど事務局がおっしゃっていましたトマトやトウモロコシが植えてありまして、ほかの畑には、鈴木委員がおっしゃったとおり、大豆、スーパー等の契約のものだそうですが、非常によく育っている状態でありました。あと、コマツナが随時取れるように、順次作付してありました。また、空いている農地に関しても非常によく耕うんしてありまして、草などほとんど見当たらない、非常によく肥培管理のされた畑だと思えます。境界のくい等も全て確認できましたので、問題ないと思えます。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、嶋田貞芳委員、お願いいたします。

6 番 ずっと話を聞いていたとおり、非常に管理の行き届いた農地でございまして、自分としては農業委員になって、初めての現地調査ということだったんですけれども、ほかの委員さんからも、非常に管理が行き届いて、言うことがないということでございました。これから秋に向けての作付等々に向けての下準備等もできておりましたし、非常にすばらしい管理ができていたと思われました。

以上です。

議長 ありがとうございます。

今、3人の委員の方から御説明がありました。私もその畑を見させていただきまして、草を見つけるほうが大変なぐらい、本当にきれいな畑でございます。なので、本当にきれいに管理されておりました。

以上です。

それでは、ただいまの説明の件につきまして、何か質問などがありましたらお願いしたいと思います。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないと認め、証明の発行を前提として、申請者に意思確認等を行いたいと思います。それでは、岡部委員をお願いします。

〔申請者代理人 着席〕

議長 本日はありがとうございます。申請者の代理人には、相続税納税猶予制度について十分御理解いただいていると思いますが、農業委員会総会において、その意思を改めて確認させていただきたいと思いますので、御協力をお願いしたいと思います。

農業委員会としては、相続税猶予制度が適切に管理されていない農地に適用されるような事態が生じてしまうと、制度自体が維持されなくなり、立川農業の発展はおろか、農地を存続させることすらできなくなってしまうと考えています。そこで、

農業経営に対する申請者のお考えをお尋ねしたいと思います。

それでは、最初に農業経営部会長、次に土地利用部会長の順に質問をしたいと思います。

それでは、鈴木農業経営部会長、お願いいたします。

17番 先日は、お暑い中、現地調査、お疲れさまでした。ありがとうございました。

いくつか質問や確認事項がございますので、答えられる範囲でお答えいただきたいと思います。

相続税の納税猶予制度は、東京など首都圏で農業経営を継続していく上でなくてはならない制度であると同時に、ほかの業種にはない特別な制度であります。この制度を申請された農地は、生涯にわたり農業経営を行う義務があります。この長い期間、様々な理由により申請者自身で耕作することが困難になることも考えられますが、そのような場合でも農業経営は継続していかなければなりません。仮に申請者自身の健康状態が悪くなったときには、御家族の協力がなければ、農業経営の継続が難しくなることが予想されます。

そこで確認させていただきます。

1つ目、申請者自ら生涯にわたって農業経営を継続していく意思をお持ちでしょうか。

2つ目、後継者の育成や申請者以外の農業補助者、家族の方の協力、支援等を受けられるのでしょうか。

以上、2点についてお答えをお願いします。

申請者代理人 母に代わりまして、長男が回答いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

まず1つ目です。高齢ではありますけれども、長年、亡くなった父とずっとやってきた農業をこれからも最後までやり遂げる意思を確認しております。

また、家族のほうですけれども、私と妻ももう長年共にやってきておりまして、これからも母と共にずっとやっていくつもりでおりますので、よろしくお願いいたします。

17番 ありがとうございます。年々天候等が厳しくて、お体には大

変かと思えますけれども、健康に留意していただいて、よろしくお願ひしたいと思えます。

私のほうからは以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、粕谷土地利用部会長、お願ひいたします。

3 番 先日は暑い中、御苦労さまでした。

相続税猶予制度は農業だけに適用される特例措置です。各市町村の農業委員会は、この制度が存続されるよう数々の努力をしていますが、申請者や家族の方が農地の肥培管理を適切に行わなければ、この制度を維持することはできなくなります。そして、万一許可なく相対での貸し借りを行うと猶予が取り消され、猶予されていた税額に利子税を加えて納付することになりますので、注意してください。

そこでお尋ねします。特例適用申請農地について、申請者御自身がどのように関わっていくのか、お考えをお聞かせください。

申請者代理人 これからも家族ともども協力し合いながら続けていくつもりです。都市の農地にありまして、この制度を守るために適切に継続したいと思えます。

3 番 ありがとうございます。納税猶予制度は、単に相続の軽減を目的とするものではなく、農業経営の安定、農業の継続を図ることを目的として猶予されているものです。ただいま申請農地等の肥培管理や耕作を適切に行い、農業経営を生涯行うことを約束していただきました。これからもぜひよろしくお願ひいたします。また、体には十分気をつけて続けてください。

以上です。

議長 ありがとうございます。

ほかの委員さんで質問などある方はお願ひしたいと思えます。

……質疑なしの声

議長 それでは、質疑がないと認め、私から代理人の方へお願ひしたいと思えます。

ただいま両部会長からの質問などにもいろいろとお答えいただいてきましたけれども、相続税猶予制度は国の制度でございます。3年に1回、税務署から報告する書類が来ますので、それを報告していただきます。

その前に、農業委員会が現地調査を行います。そして、的確に肥培管理ができていれば、農業委員会として証明書を発行しまして、それを報告書とともに証明書を税務署に提出していただくこととなりますので、3年に1回ということで調査がありますので、これからもよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、両部会長から今質問があった内容がこの封筒の中にも書いてありますので、お帰りになったら、御家族にもお話ししていただいて、相続税猶予制度はどういうものかということが書いてありますので、十分御理解していただきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、今日はありがとうございました。これで終わりたいと思ひます。

申請者代理人 どうもありがとうございました。

〔申請者代理人 退席〕

議長 それでは、採決に移りたいと思ひます。議案第1号、相続税納税猶予に関する適格者証明書について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

〔9番 着席〕

議長 それでは次に、議案第2号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、8件を議題に呈します。

それでは、事務局より説明をお願いしたいと思います。

次長 それでは、私より引き続き農業経営を行っている旨の証明、8件について御説明をいたします。

現地調査を8月13日、申請者の立会いの下、会長、高杉委員、小峰委員、中丸委員、田中委員、鳴島委員、岡部委員、事

務局で行いましたので、調査結果を報告いたします。

農地等の相続人の住所・氏名については記載のとおりでございます。

議案第2号の1、特例農地は栄町2丁目の2筆となります。

略図1を御覧ください。略図1は、自宅南側に隣接する農地で、ビニールハウスが14棟あり、トマトやコマツナ、枝豆等が作付されておりました。露地ではキュウリやナスが栽培されておりました。生産物は、みの一れ立川等への出荷のほか、自宅北の通りに面した直売所で販売されているとのことでした。肥培管理は良好でした。

続いて、議案第2号の2、特例農地は幸町4丁目の2筆となります。

略図2を御覧ください。略図2は、幸町団地の東南に位置する農地で、南側の一部でトマト、ナス、キュウリ、ピーマンなどが作付されておりました。現在作付されていない農地は、今後、ブロッコリーを植え付けられる予定とのこと、大変きれいに耕うんされておりました。肥培管理は良好でした。

続いて、議案第2号の3、特例農地は柏町3丁目の柏町3丁目の2筆となります。

略図3を御覧ください。略図3は、自宅北側に隣接する農地で、栗林と北側の一部にサツマイモなどが植え付けられておりました。サツマイモなどは自家消費と御自身が経営する幼稚園で利用されているとのことでございます。

続いて、議案第2号の4、特例農地は砂川町1丁目の2筆となります。

略図4を御覧ください。略図4は、自宅の南側、国有農地を挟んで位置する農地で、サトイモ、ナス、ニガウリなどが植え付けられておりました。略図に記載されている点線で囲われた部分には慰霊碑が建立されており、特例農地からは除外されております。境界石等の一部が土の中に埋まるなどしておりましたので、確認しておいていただくようお願いしてございます。

続いて、議案第2号の5、特例農地は砂川町3丁目の1筆、

8丁目の1筆、上砂町4丁目の9筆、5丁目の1筆となります。

略図5-1を御覧ください。5-1は、西武拝島線を挟んで南北に位置する農地で、ハナミズキ、ツツジ等の植え付けがされておりまして。

略図5-2を御覧ください。略図5-2は、武蔵砂川駅から少し北に行ったところに位置する農地で、特に植え付けられているものはございませんでしたが、耕うんされた状態となっております。

略図5-3を御覧ください。5-3は、武蔵砂川駅南側に位置する2ブロックの農地と自宅北側に隣接する農地で、駅南側の農地のうち、西側にはハナミズキが植え付けられ、東側はハナミズキもしくはヤマボウシを植え付け予定とのことで、現在は耕うんされた状態となっております。自宅北側の農地は、ネギやナス、ピーマンなどが植え付けられているほか、ハナミズキや柿等の植木が植え付けられておりまして。幾つかの農地に伐採、伐根されたものがそのままとなっておりますので、片づけていただくようお願いしました。また、境界石等の一部が埋没するなど確認することができませんでしたので、改善いただくようお願いしました。肥培管理は良好でした。

続いて、議案第2号の6と7について御説明いたします。

議案第2号の6、7につきましては、先月の総会におきまして、農地の管理状況に問題があるとして証明することを否決され、本日改めて審議となっていた案件となります。

本日、御参考として、今回の調査時の写真をお配りさせていただいております。写真を御覧いただきますと、高木や敷地外に張り出した植木は幾らか剪定されておりましたが、剪定した枝等は敷地内に置かれたままとなっております。低木や下生えにはほとんど手が入っていない状況でございました。引き続き剪定、伐採等の管理、整理を進めるよう話をするとともに、今後、農地パトロールを実施する旨を伝えました。本人からは、改善に向け取り組んでいく旨の誓約書の提出を受けております。

続いて、議案第2号の8、特例農地は西砂町3丁目の2筆、

5 丁目の 3 筆となります。

略図 8-1 を御覧ください。略図 8-1 は、昭島市との境界に隣接する農地で、ハウス等で多品種のグランドカバーが生産されておりました。境界石等もしっかり確認できました。

略図 8-2 を御覧ください。略図 8-2 は、横田基地の南、調整区域内に位置する農地で、ハナミズキ、モミジ等多種の植木が生産されておりました。どちらも肥培管理は良好でした。

議案第 2 号に関する説明は以上でございます。

議長 どうもありがとうございました。

それでは、現地調査を担当された委員から補足説明をお願いしたいと思います。

補足説明、1 番を高杉委員、2 番を小峰委員、3 番を中丸委員、4 番を田中委員、5、6、7 番を鳴島委員、8 番を岡部委員。

それでは初めに、1 番を高杉委員、お願いいたします。

1 2 番 1 番の方ですが、生産物は、先ほど事務局の方が言われたとおり、トマト、キュウリ、枝豆、コマツナなどをハウス及び露地にて栽培されておりました。肥培管理は、草など生えていませんでした。とても良好でした。出荷先については、みの一れ立川、のーかる、ららぽーと、そして今年から家の裏で直売を始めております。経営状況については、本人と奥さん、それと子ども夫婦、4 人でやられております。特に問題はないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、2 番を小峰委員、お願いいたします。

4 番 2 番の方ですが、この方は野菜の生産をしておりまして、トマト、ナス、キュウリ、あとニンジンがもう芽が出ておりました。それとあと、ブロッコリーが作付がもう始まっておりました。圃場は大変きれいですので、何も問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、3番を中丸委員、お願いいたします。

- 13番 3番の方ですが、基本的には、経営されている幼稚園等のことについていろいろ出荷していくということで、栗やサツマイモ等が栽培されておりました。樹園地として十分な管理はされていると思いますし、あと境界もきっちり確認は取れましたので、以上、問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。

続きまして、4番を田中委員、お願いします。

- 10番 4番について御説明いたします。

この畑は国有地に囲まれた畑でございまして、農業従事者は3名でやっております、野菜を生産しております、出荷先はみの一れ等になっております。特に問題はないかと思っております。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、5、6、7番を鳴島委員、お願いいたします。

- 7番 そうしましたら、5番についてですけれども、この方は、息子さんが現在、畑のほうを結構一生懸命やりまして、私が見に行ったときには、区画等もしっかりできていた。それから、肥培管理についてもよく整っていて、草も余り見えなかったということで、畑については全然問題がなかったんじゃないかと思っております。

5番については以上です。

続きまして、6番、7番ですけれども、ここの畑については、植木をやっているということで、先ほども写真を見ていただいたんですが、畑という形で、耕作を目的という状況には当たらないと言われれば、そのものだと思いますので、それについて本人等に確認したところ、相続するとき当たって、自分の体調不良等で入院をしていたということと、それから、ちょっと家庭的事情があって、しばらく肥培管理がちょっと滞っていたという現状でございまして、それを回復するために、ここに誓約書等ありますように、今現在、毎日努力しているという状況です。今日も確認したところ、暑いけれども、頑張っていますよ

ということなので、今の時点ですぐということはちょっと不可能だと思いますので、来年6月の農地パトロールをめぐりに、早い時点に確認に行かなくてはいけないと思うんですけれども、それまで何とか対応していただきたいと思っております。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、8番を岡部委員、お願いします。

9番 8番の方ですけれども、略図8-1の畑はグランドカバーがありました。略図8-2のほうは植木の生産がされておりました。どちらの圃場も大変手がかかっているようなきれいな状況でありました。また、境界もはっきりしておりまして、生産物につきましては、卸の方との直接取引をされているということです。特に問題はなかったかと思えます。

以上です。

議長 ありがとうございます。

それでは、私から補足説明をさせていただきたいと思えます。

今回、この中で一番問題になったのは、6番、7番の案件でございます。こちらは7月の総会でもご審議いただいた案件でございます。今回の調査時点で写真のような状態でございます。多少伐採はしたようですが、やはりこの状態で「農業経営を行っている」と言うのは難しいのではないかと思います。

ただ、前回の総会でも委員の中から、1か月で整理するのは、植木畑ではとても無理じゃないかという指摘もございましたので、私も本人と話しまして、では、切ります、整理しますと言っても、口約束だと、言った、言わないというのがありますから、ちゃんと書面として残して約束してくださいということで、今回、このように誓約書を書いていただきました。

まだ農地パトロールも12月もございます。その間、地元の農業委員さんにも頻繁に見ていただいて、やっているかどうか、特に調査していただきたいと思っております。でないと、この方は特定生産緑地にもまだ申請されていないんです。今の状態だと、恐らく特定生産緑地にもちょっと難しい状態だと思うの

で、誓約書にも書いておきましたが、来年の6月まで一応猶予ということで書いておきました。そうすれば、来年の特定生産緑地の申請には間に合うと思うんです。なので、遅くてもそこまではやっておいてくださいという約束をさせていただきました。

この方は、生産緑地制度、あと猶予制度と今回の特定生産緑地について、少し理解ができていないところがありまして、私も当日、その件についてかなりお話もしました。特定生産緑地の事前予約はしていたんですね。なので、その辺もよく聞いてきてくださいと言って、この8月に行きましたね。相談日はまだでしたか？

主任 これからです。

議長 これからですか。なので、担当者によく話を聞いて、申請しなかったら、生産緑地はもう受けられませんよということも強く言って、5年で宅地並みになるんですよと強く言って、その辺も、あとは本当に地元の農業委員さんの努力で、どうにかこれをきれいにしていただくということで、またいろいろなときにパトロールで見ていきたいと思っておりますので、最終的な期限は、特定生産緑地の指定申請期限も考慮して、来年6月の農地パトロールまでにと書いておきました。6月ぐらいにまた農地パトロールがございまして、それまでということで、皆さんにもこの辺、よく見ていただくということでお願いをしておきましたので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、何かほかに御質問などお願いいたします。

2番 今回の7番の件ですけれども、これは引き続き農業経営を行う旨の証明で先月、否決された案件です。それで、来年6月まで改善しなければいけないということで、それは自分は分かりますけれども、今回、だから、引き続き農業経営の証明は、この状態でも1回認めないといけないということですね。やらないと、税務署的にはもう1か月待っているから無理ですね。そういうことでの理解でいいのかな。それを受けた上で、来年6月までに改善をするということですか。

議長　これは税務署の関係で証明書を出す期限というのが、今月末日が期限になっております。それで、金子委員からも今言われたんですが、この状態だとちょっと厳しいんですね。ただ、植木屋さんなので、これは急にできないということもあり、特に7月は雨がとにかく多くて、精いっぱいここまでしかできなかったということで、業者にも頼んだということらしいんですけども、どうしても業者も雨の中できないということもありましたので、この状態ですけれども、前向きにどんどんやっていくということで、地元の鳴島委員からも、今日もきれいになるように伐採をしていたということもありますので、今回は、これで証明書の発行を前提としてお願いしたいなとは思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

2番　よろしいというか、前回、それは自分が言ったんですけども、この状態で1か月で片づくのはもう無理でしょう。半年なり1年かかる。でも、認めた間にやる。その中でも来年の6月までと誓約書が出ましたので、これは、来年6月では特定生産緑地に入るのにぎりぎりですね。本来でしたら、都市計画課のほうから今年度中に申請してくれと言われたのに、来年の6月までぎりぎり。だから、そこまできれいにしないと無理ということなので、それがあるということで、自分もそれを言ったので、今回に関しては、いたしかたないのか。

以上です。

議長　ありがとうございました。

ほかに御意見または御質問などありますか。

……質疑なしの声

議長　それでは、質疑がないと認め、採決に移りたいと思います。議案第2号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、耕作等の状況が異なっている案件となりますが、さっき言いました6番、7番も、総会からの引き続きの案件でございますので、これも含めて採決を取りたいと思います。引き続き農業経営の証明を発行することに対して、賛成の方は挙手をお願いしたいと思います。

… … 全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

それでは次に、議案第3号、生産緑地に係る農業の主たる従事者について、事務局から説明をお願いしたいと思います。

次長 では、議案第3号についての説明をさせていただきます。

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明につきまして御報告いたします。今回は1件でございます。

議案第3号、土地の表示は西砂町3丁目の1筆でございます。全体の面積が1,056㎡。申出事由は死亡でございます。証明内容は、生産緑地法第10条の規定に基づく農業の主たる従事者となっております。

説明については以上でございます。

議長 ありがとうございます。

それでは、補足説明を岡部委員、お願いします。

9番 1番の方ですけれども、この農地は、日頃より本人及び息子さんが2人おりまして、力を合わせて耕作してきたのをよく見ております。主たる従事者の証明には何ら問題ないと考えます。以上です。

議長 ただいま報告がありました件につきまして、証明することに賛成の委員は挙手をお願いしたいと思います。

… … 全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

次に、その他に移りたいと思います。

その他で何かありますでしょうか。

局長 事務局の方からはありません。

議長 ありがとうございます。

ないようなので、本日の審議予定はこれで終了でございます。

次回の農業委員会総会は9月25日金曜日、午後3時から、101会議室で開催されますので、委員の皆さんには御出席をお願いしたいと思います。

本日も慎重審議をしていただき、ありがとうございました。

午後 3 時 5 0 分 閉会

以上のとおり会議の顛末を記録して、相違ないことを
証するため、署名捺印する。

農業委員会議長

議事録署名委員

議事録署名委員